

令和7年度

第12回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和8年3月13日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和7年度第12回千葉県農業委員会総会を千葉市役所高層棟2階XL会議室201・202に招集した。

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	7件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）	9件
議案第4号	特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	19件
議案第5号	農用地利用集積等促進計画（案）の意見について	1件
議案第6号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について	2件
議案第7号	贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について	1件

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	7件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	14件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	37件
報告第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について	11件
報告第5号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	24件
報告第6号	千葉県農業会議への諮問に係る答申について（第5条）	1件
報告第7号	農地法第5条の規定による届け出に係る買受適格証明願について	4件
報告第8号	農地法3条の規定による許可処分の取消願について	1件
報告第9号	荒廃農地の非農地化について	192件

<出席委員> (14名)

1番 秋庭重樹	2番 石井一也
3番 小川友安	4番 長谷部 衡平
5番 芳澤和哉	7番 横山清亮
8番 槁本 泉	10番 秋葉重雄
11番 大塚秀行	13番 清宮惠理子
14番 小林直樹	15番 市原律子
16番 高橋芳和	17番 齊藤憲次

<欠席委員> (3名)

6番 小島英男	9番 佐々木 貴史
12番 脇田章子	

<事務局説明員>

事務局長	渡部 義憲	次 長	森田 悟
次長補佐	有富 裕和	農地活用班長	小野澤 淑子
農地保全班長	黒川 聖治	農地審査班長	森末 豪
農地指導班長	田中 正直		

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>議長 (長谷部会長)</p> <p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p style="text-align: center;">開 会 (午前10時00分 予定)</p> <p>ただいまより、令和7年度第12回千葉市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。</p> <p>本日の出席委員は、17人中14人で総会は成立しております。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 1番 秋庭 重樹 委員</p> <p style="padding-left: 40px;">議席番号 2番 石井 一也 委員</p> <p>のご両名をお願いいたします。</p> <p>続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条により、委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項について、議事に参与することができない旨規定されていることから、関係委員にご退室いただいた上で、審議、採決します。それでは、関係委員におかれましては、恐れ入りますが、ご退室をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">———— 高橋委員、小林委員退室 ————</p> <p>それでは初めに、第9項について、事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>第9項です。</p> <p>お手元の資料15ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区中野町に在住の方が、義務者であります、東金市に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「水稻」を予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p>
---	--

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第9項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第1号第9項について許可と決定いたします。</p> <p>それでは、関係委員にご入室いただきます。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 高橋委員、小林委員入室 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>それでは次に、第1項から第8項について、事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料1ページから6ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります若葉区和泉町に在住の方が、義務者であります東京都国立市に在住の方が所有する若葉区中野町の農地を、新規就農のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「ソバ」を予定しております。</p> <p>面接した権利者によりますと、幼少の頃から実家にあった畑を手伝い、農業経験を積んできており、また、知人からそばの栽培の指導を受けながら、継続した営農ができると考えているとのことでした。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料7ページから8ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、権利者であります花見川区犢橋町に在住の方が、義務者であります同区武石町1丁目に在住の方が所有する同区同町1丁目の農地を、新規就農のため、解除条件付き賃借権の設定をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「オクラ」、「ホウレンソウ」を予定しております。</p>

議案書の2ページをご覧ください。

次に第3項です。

お手元の資料9ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります中央区中央2丁目に所在する農地所有適格法人が、義務者であります、若葉区加曾利町に在住の方が所有する同区多部田町の農地を、法人への権利移転のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、水稻を予定しております。

次に第4項です。

お手元の資料10ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区大宮台7丁目に在住の方が、義務者であります、同区御殿町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模の拡大のため、賃借権の設定をするものです。

申請地の取得後の作目は、「ニンジン」、「コマツナ」等を予定しております。

議案書の3ページをご覧ください。

次に第5項です。

お手元の資料11ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区中田町に所在する農地所有適格法人が、義務者であります、同区下泉町に在住の方が所有する同区上泉町の農地を牧草の収量確保のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、「牧草」を予定しております。

次に第6項です。

お手元の資料12ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区小間子町に在住の方が、義務者であります、同区同町に在住の方が所有する同区同町の農地を、経営規模の拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、「ニンジン」を予定しております。

議案書の4ページをご覧ください。

次に第7項です。

お手元の資料13ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります若葉区野呂町に在住の方が、義務者であります、千葉県市川市に在住の方が所有する若葉区野呂町の農地を、経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。

申請地の取得後の作目は、「水稻」を予定しております。

次に第8項です。

お手元の資料14ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都国立市に在住の方が、義務者であ

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ります、若葉区和泉町に在住の方が所有する同区同町の農地を経営規模拡大のため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請地の取得後の作目は、「ネギ」等を予定しております。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>議案書1ページ第2項について質問します。</p> <p>新規就農されるということで、作目が「オクラ」と「ホウレンソウ」となっておりますが、面積的には非常に少なく504平方メートルで約150坪だと思います。</p> <p>この方は、個人では非常に珍しく解除条件付き賃貸権を設定していますが、今までは、解除条件付き賃借権を設定するのはほぼ法人であったかと思えます。個人で解除条件付き賃借権を設定するのは法律には違反してないと思えますが、なぜ解除条件の方を選定されたのか、一般的に信頼関係があれば、解除条件付きではなく通常の賃貸借契約になろうかと思えます。なぜ解除条件付き賃借権を選択したのか、わかる範囲で教えてください。</p> <p>もう1点は、お手元の資料8ページの営業計画書についての質問です。</p> <p>営業計画書で、作付時期が3月から3月と記載されておりますが、こちらは1年間ということを指していますか。それとも3月に集中して作付けをするということでしょうか。「ホウレンソウ」は連作であると考えられますが、「オクラ」は1年中作付けをするわけではないと思われれます。</p> <p>これらを直売所やスーパーで販売する旨が記載されておりますが、約150坪の農地で直売所やスーパーに「オクラ」と「ホウレンソウ」を卸していけるのか、従事日数も250日と書いてあるため専業に近いと考えられますが、本当に150坪ぐらいでやっていけるのかどうか気がになります。</p> <p>それから、一般的に農業を行う方は、始めから直売所やスーパーに卸すのは非常に難しいです。その中で、本当にこの営業計画書の記載通り</p>

事務局	<p>年間250日従事し、生産物は直売所やスーパーで売るというのは、私の経験の中では家庭菜園的なものに少し毛の生えたようなものを感じるのですがいかがでしょうか。</p> <p>当然、新規就農時の下限面積が撤廃されたため、このような事例もやむを得ないと思いますが、本当に農業ができるのかどうか、事務局はご本人に接触していると思いますので、その意気込みはどうあったか教えてください。</p> <p>まず解除条件付き賃借権の件ですが、新規就農の方、個人、法人問わず、賃借権設定後きちんと耕作されない恐れもあるということを鑑みて、強制ではないですが解除条件つき賃借権を設定することを進めています。そのため、今回の申請者に限らず、今までもそういった事例は、多くあります。</p> <p>申請者についてですが、今年度新規就農した法人の従業員として面接にいらっしゃった方で、今回、法人をやめて個人で従事したいということで、今回個人での新規就農という計画で上がってきました。</p> <p>以前に農園の研修や、修業を積み、農業経験が5年ほどありますので、農業経営は問題ないと考えております。</p> <p>また、農業に参入する前は、農作物の流通等に関わる業務をされていたため、その際の伝手で、直売所やスーパーへの卸しや販売を考えているとのことでした。</p> <p>今回、504平方メートルの申請になっておりますが、地権者さんと他の農地の話もある程度進んでいるそうなので、今後経営規模拡大してやっていきたいということでした。</p> <p>以上です。</p>
橋本委員	<p>はい、よく分かりました。</p> <p>いずれにしても下限面積が撤廃されたことにより今後このような小規模な農家の方が増えると思われませんが、遊休農地の解消などに協力いただける方かもしれませんので、農政センター共々サポートをしてほしいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p> <p>以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第1号第1項から第8項について許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>

<p style="text-align: center;">議場</p> <p style="text-align: center;">議長 (長谷部会長)</p> <p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p> <p>賛成全員でございますので、議案第1号第1項から第8項について許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。</p> <p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の6ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>お手元の資料16ページから19ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を資材置場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉北インターチェンジから西に約2キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、土堰堤を設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>次に第2項です。</p> <p>お手元の資料20ページから23ページをご参照ください。</p> <p>資料は位置図、公図、土地利用計画図、残高証明書を添付しております。</p> <p>本案件は、申請地を建売分譲住宅用地及び駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉都市モノレール桜木駅から北に約1キロメートルに位置する農地です。</p> <p>農地区分は、駅から1キロ以内の農地、または、市街地の区域等から500メートル以内の農地で10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p>
---	--

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。

議案書の7ページをご覧ください。

次に第3項です。

お手元の資料24ページから31ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図、融資証明書等を添付しております。

本案件は、申請地を特定建築条件付売買予定地用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千城台駅から南西に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。

次に第4項です。

お手元の資料32ページをご参照ください。

本案件は、申請地を貸グループホーム用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉市立若松小学校の北東に約1.3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

ひがいぼうじょたいさく
被害防除対策については、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は浸透施設にて処理後、側溝へ接続します。

議案書の8ページをご覧ください。

次に第5項です。

第6項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料33ページをご参照ください。

本案件は、申請地を太陽光発電施設用地とするため、所有権の移転をするものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジの東に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地で

<p>議長 (長谷部会長)</p> <p>橋本委員</p> <p>事務局</p> <p>橋本委員</p> <p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>あることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>被害防除対策については、フェンスを設置し、周囲への影響を防止します。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>議案書の10ページをご覧ください。</p> <p>次に第7項です。</p> <p>お手元の資料34ページをご参照ください。</p> <p>本案件は、申請地を資材置場、駐車場用地とするため、所有権の移転をするものです。</p> <p>申請土地は、千葉市立更科中学校の南東に約650メートルに位置に位置する農地です。</p> <p>農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。</p> <p>排水については、雨水を自然浸透で処理します。</p> <p>事前審査第2班としましては、農地法上の許可基準であります、立地基準、一般基準に適合しており、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。</p> <p>議案書8ページと9ページの太陽光発電の件で質問です。</p> <p>これは、FIT制度の適用を受けますか。</p> <p>こちらFIT制度の適用は受けません。</p> <p>わかりました。</p> <p>FITの適用を受けると、地域活動要件が関係します。地域活用要件というのは、地元で30%ほどの電気を供給しなければならないので、それで質問しようかと思いましたが、適用を受けないということで承知しました。</p> <p>質問、意見等無いようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、議案第2号について許可とすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
--	--

議場	<p style="text-align: center;">———— 挙手 ————</p>
<p style="text-align: center;">議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。賛成全員でございますので、議案第2号について、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について（一時転用）」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、御説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の11ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>資料は35ページから37ページの位置図・公図・土地利用計画図を併せてご覧ください。</p> <p>本件は、千葉県富田都市農業交流センターの指定管理者である富田町管理運営組合が、シバザクラの開花時期に来園者が増加するため、近隣の畑1筆の一部、2,912平方メートルに、一時的に「利用者駐車場」として使用したいというものです。</p> <p>使用にあたり、造成などの工事はなく、被害防除対策として、雨水は、自然浸透となります。</p> <p>一時転用期間は、令和8年3月24日より令和8年5月26日までとなります。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p style="text-align: center;">議長 (長谷部会長)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>本件については前々から私の要望を含めてお願いしておりますが、これはシバザクラの期間に駐車場用地とすること、それと10月あたりのコスモスの時期であったと思います。</p> <p>その時期に、権利者の方が申請を上げますが、資料36ページの公図を作成した年月日を確認すると、取得した日付が2月19日になってま</p>

	<p>おります。</p> <p>以前お話ししましたが、いつも同じものが申請され、一時転用としておりますが、1回公図を取得する際に500円かかり、1年間だと1,000円かかるわけです。</p> <p>一時転用と同じように、古い公図でも良いのではないのでしょうか。右側の図面は必要だと思いますが、公図につきましては、古いものでも良いのではと思いますが、何か法律等で定めがあるのでしょうか。直近の公図を添付しなければならないのであればしょうがないですが、毎年同じ時期に申請があり、1年に2回申請があるので何か省略できればと思いますがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。</p> <p>必要書類として、公図を添付していただいております、申請日から3ヶ月前という規定があります。</p>
橋本委員	<p>規定であればやむを得ないですが、わざわざ法務局に取りに行き、ネットでも取れますが大変なことだと思いますので、毎年同じことを10年繰り返しているのであれば、古い公図でもいいような気がします。内部でまた検討してください。よろしくお祈いします</p>
議長 (長谷部会長)	<p>他にご意見ご質問ございませんか。</p> <p>事前審査第2班の班長の説明の通り許可することに賛成の方は挙手を願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>賛成全員でございますので、議案第3号は、許可と決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号「特定生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
事前審査第2班 (横山班長)	<p>説明いたします。</p> <p>議案書の12ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、中央区椿森四丁目に在住の方4名が所有予定の椿森三丁目の畑1筆、稲毛区作草部町の畑2筆、田5筆、合計面積5,359平方メートルについて、買取り申出者の夫、父が農業の主たる従事者であったことを、令和8年2月20日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p>

	<p>第2項は、中央区椿森四丁目に在住の方2名が所有予定の稲毛区作草部町の畑1筆、面積866平方メートルについて、買取り申出者の父が農業の主たる従事者であったことを、令和8年2月20日の現地調査により、竹下推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「死亡」によるものです。</p> <p>議案書の13ページをご覧ください。</p> <p>第3項は、緑区古市場町に在住の方が所有している、同区同町の畑1筆、合計面積152平方メートルについて、買取り申出者本人が農業の主たる従事者であったことを、令和8年2月18日の現地調査により、太田推進委員に確認していただきました。</p> <p>買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるもので、営農の継続が難しい旨の診断書も提出されております。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。</p>
	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>————— 挙手 —————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積等促進計画案の意見について」を上程いたします。事前審査第2班班長、説明をお願いします。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積等促進計画案についての意見を求められたものです。</p> <p>意見聴取後、県から権限移譲を受けた市が農用地利用集積等促進計画を認可し、貸借が成立します。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p>

第1項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区同町在住の方が所有する同区同町の田4筆、合計面積6,032㎡^{めんせき}に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。

第2項は、花見川区畑町に所在のある農地所有適格法人が、同区同町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積307㎡に賃借権を新たに設定するもので、^{せっていきかん}設定期間は9年8か月、権利者の作付品目は、キャベツ、ネギ、ニンジンです。

次に15ページをご覧ください。

第3項は、花見川区幕張町在住の農家の方が、同区畑町在住の方が所有する同区同町の畑1筆、面積955㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、アオパイヤです。

第4項から17ページの第7項は、権利者が同一のため一括して説明します。

若葉区中田町に所在のある農地所有適格法人が、同区上泉町在住の方、他3名が所有する同区同町の畑7筆、合計面積8,837㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年から10年、権利者の作付品目は、デントコーンです。

第8項は、若葉区御成台に所在のある農地所有適格法人が、同区坂月町在住の方が所有する同区更科町の畑4筆、合計面積5,903㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、ダイコン、ブロッコリー、トウモロコシ、ネギです。

次に18ページをご覧ください。

第9項は、若葉区下田町在住の農家の方が、同区小倉町在住の方が所有する同区下田町の畑1筆、面積2,912㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、ネギ、ダイコン、ニンジン、ジャガイモです。

第10項は、緑区大椎町在住の農家の方が、同区平川町在住の方が所有する同区同町の畑3筆、合計面積5,532㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は5年、権利者の作付品目は、ニンジン、ハウレンソウです。

次に19ページをご覧ください。

第11項は、若葉区中田町在住の農家の方が、習志野市屋敷在住の方が所有する若葉区中田町の田4筆、合計面積3,552㎡に賃借権を新たに設定するもので、設定期間は10年、権利者の作付品目は、水稻です。

事前審査第2班といたしましても、本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項第2号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>説明は以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。 ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ございましたらお願いします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明について、意見なしとすることに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p style="text-align: center;">——— 挙 手 ———</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第5号について「意見なし」と決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。 議案書の20ページをご覧ください。 第1項です。被相続人が所有し、耕作していた中央区椿森4丁目の畑6筆、6,684平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようとするものです。 相続人である被相続人と同居の妻が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、竹下推進委員と事務局職員にて2月26日に現地調査を実施し、確認しております。なお、相続人は被相続人とともに、40年以上、営農継続し、ネギ・ダイコン・コマツナ・ニンニク等を栽培しております。 議案書の21ページをご覧ください。 第2項です。 被相続人が所有し、耕作していた花見川区長作町の畑3筆、1,646.00平方メートルについて、相続税の納税猶予の特例適用を受けようとするものです。 相続人である被相続人と同居の養子が、被相続人から、引き続き耕作を行っていることを、岩井推進委員と事務局職員にて2月27日に現地調査を実施し、確認しております。なお、相続人は在職中より、被相続人の農作業を手伝い、退職後は農業に従事しており、10年以上営農継</p>

<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>続し、ネギ・ハクサイ・キャベツ・ホウレンソウ・ダイコン等を栽培しております。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
<p>議場</p>	<p>———— 挙手 ————</p>
<p>議長 (長谷部会長)</p>	<p>賛成全員でございますので、議案第6号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号「贈与税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。</p> <p>事前審査第2班班長、ご説明願います。</p>
<p>事前審査第2班 (横山班長)</p>	<p>ご説明いたします。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>第1項です。</p> <p>贈与者が所有し、耕作していた緑区平山町の畑9筆、18, 177.68平方メートルについて、贈与税の納税猶予の特例適用を受けようとするものです。</p> <p>当該贈与につきましては、令和7年11月の総会にて許可済です。受贈者である贈与者と同居の長男が、贈与者から、引き続き耕作を行っていることを、山下推進委員と事務局職員にて3月2日に現地調査を実施し、確認しております。なお、受贈者は贈与者とともに、40年以上、営農継続し、ダイコン・ナス・トマト・イチゴ等を栽培しております。</p> <p>事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等</p>

(長谷部会長)	<p>がありましたら、お願いいたします。</p> <p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p style="text-align: center;">——— 挙手 ———</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員（賛成多数）でございますので、議案第7号は、承認と決定いたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしましたので、報告案件について、第1号から第9号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>報告案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書23ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号、農地法第3条の3の規定による届け出については、相続等により農地の権利を取得した旨の届け出があったもので、24ページまでに7件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので全戸述書交付いたしました。</p> <p>議案書25ページをご覧ください。</p> <p>報告第2項、農地法第4条第1項第7項の規定による届け出については、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届け出があったので、26ページまでに14件ございました。</p> <p>内容につきましては記載の通りでございます。</p> <p>添付書類も含めて管理しておりましたので、全校受理通知を交付いたしました。</p> <p>議案書27ページをご覧ください。</p> <p>報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による届け出については、土地所有者以外の者が市街化区域内農地を転用するため、その上届け出があったもので、議案書の32ページまでに37件ございました。</p> <p>内容につきましては記載の通りでございます。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので全国通知を交付いたしました。</p> <p>議案書33ページをご覧ください。</p> <p>報告第4項、農地法第18条第6項の規定による通知については、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について、農業委員会に通知するもので、34ページまでに11件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので通知を受理いたしました。</p>

議案書35ページをご覧ください。

報告第5項、地目変更登記に係る照会に対する回答については、24件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか、法務局から紹介があったところで、農業委員による現地調査を行いました結果、いずれも内容につきましては記載の通りであり、法務局に回答済みでございます。

議案書36ページをご覧ください。

報告第6項、千葉県農業会議への諮問に係る投資について、(第5条)は1件ございました。

内容につきましては2月の総会で審議されたもので、2月16日に千葉県農業会議より許可相当との回答があり、許可指令書を交付いたしました。

議案書37ページをご覧ください。

報告第7項、農地法第5条の規定による届け出に係る買受適格証明願いについては4件ございました。

農地の競売公売の場合に、買い受けの申し出ができる買受適格証明書を有しているものに限定することから、買い受けの申し出に先立って交付を受けておく必要があり、添付書類も含め完備しておりますので、買受適格証明書を交付いたしました。

議案書は38ページをご覧ください。

報告第8号、農地法第3条の規定による許可処分の取り消し願いについては、許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取り消しを受けようとするもので1件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、取り消し許可指令書を交付いたしました。

議案書39ページをご覧ください。

報告第9号、荒廃農地の非農地化については、議案書は43ページまでに192件ございました。

これらの案件は、すでに森林の様相を呈しているなど、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない農地のため、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の判断を行い、農地台帳から除外したものです。

なお、非農地判定したものについては、土地所有者に対し、非農地決定通知書を送付し、また法務局に対しても非農地判断した旨の通知をしております。

報告案件につきましては以上でございます。

議長

(長谷部会長)	<p>ただいま報告1号から9号について、質問意見等ありましたら、挙手をお願いします。</p>
橋本委員	<p>議案書35ページについて教えてください。</p> <p>第8項で、市街化区域の農地転用が出ておりますが、一般的に農地法第4条1項第7号で届け出をすればいいはずなのに、なぜ出てきたのか。</p> <p>おそらく生産緑地と思われそうですがいかがでしょうか。わかる範囲で教えてください。</p>
事務局	<p>こちらは生産緑地ではないです。</p> <p>おっしゃる通り、転用について他の目的があるようであれば、届出を提出するのが良いと思います。</p>
橋本委員	<p>調べておいてください。</p> <p>一般的に市街化区域の農地で営農するのであれば、生産緑地に指定して納税猶予を受けることがほとんどですが、今回の申請では現況も農地であり、農地判定も農地となれば地目変更できません。</p> <p>地目を何に変更しようとしたのか分かりませんが、届け出で済む転用を行うことで地目判定する必要はないと思います。</p> <p>地目変更ができない場合、相手方が理解しないと困りますので、届け出のみで転用できるということを説明したほうが良いと思います。</p> <p>よろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
橋本委員	<p>議案書38ページの報告第8号についても教えてください。</p> <p>10年以上前の許可取り消しについて、今更という感じはありますが、もし当該農地の現況についてご存じであれば教えてください。</p>
事務局	<p>現況は耕作されている状況でした。</p>
橋本委員	<p>今後、若葉区にお住まいの方が耕作される予定でしょうか。</p>
事務局	<p>そのように思われます。</p>
橋本委員	<p>わかりました。</p>
議長	

<p>(長谷部会長)</p>	<p>他にご意見ご質問ございませんか。 報告案件でございますのでご承認していただきたいと存じます。 以上をもちまして令和7年度の第12回の千葉県農業委員会総会を閉会といたします。 委員の皆様には大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして誠にありがとうございます。 ごぞいます。</p> <p style="text-align: center;">閉 会 (午前10時50分)</p>
----------------	---